平成３０年（フ）第４３号
神戸市須磨区権現町３丁目５番５号　パレ・アーバン202、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字寺ノ界地96番地の１
債務者　宮本知恵子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６６号
兵庫県三木市別所町小林734番地の17　ローレルハイツ北神戸８号棟358号
債務者　永濵小里江
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５号
兵庫県淡路市多賀1201番地　大木西団地Ａ－306
債務者　小林　茂美
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第８号
兵庫県南あわじ市市福永571番地４　真渕コーポ102号
債務者　中川　知子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第１号
神奈川県横須賀市大矢部２丁目８番10号　アパートサンフラワー
債務者　山田　　茂
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２号
神奈川県横須賀市大矢部２丁目８番10号　アパートサンフラワー
債務者　山田　綾子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１４号
神奈川県横須賀市グリーンハイツ12番５－404号
債務者　佐久間　望
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第６０号
神奈川県秦野市千村３丁目18番32号
債務者　小宮　敏之
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第８４号
神奈川県厚木市鳶尾５丁目14番８号　ハウスハセガワＡ
債務者　佐藤　康成
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第９号
北海道岩見沢市北３条西４丁目１番８号
債務者　加藤　雄作
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第１３号
北海道帯広市西14条南41丁目１－10　ドリームマンション　６　330、住民票上の住所北海道中川郡幕別町札内桜町71番地の５
債務者　佐藤　千夏
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１５２８号
千葉県船橋市薬円台５丁目24番８－201号
債務者　川俣　洋子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３７号
千葉県市原市辰巳台西１－８－７－２－104、住民票上の住所千葉県市原市草刈134番地１
債務者　先崎　　康
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５５６号
千葉県市原市旭五所11番地13号旭五所青木貸家Ａ階、住民票上の住所千葉県市原市椎津2389番地
債務者　小野口　諭
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５７７号
千葉県船橋市習志野台６丁目７番１棟310号
債務者　浅川　浩二
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５９５号
千葉県浦安市北栄２丁目４番24号　斉藤荘(102)
債務者　佐々木義宏
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６号
千葉県市川市欠真間２丁目20番13－301号（テラストーク）
債務者　鈴木　裕史
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係